市民参加実施予定シート

担当課： 高齢者支援課

予定
令和６年４月１日時点

（1）市民参加の手続の実施予定について

事業タイトル	成年後見制度の利用促進に関する施策の方針を定める計画	市が考える市民等への影響	<メリット> ・認知症や知的障害等により判断能力が不十分である方を、地域全体で支え、共生社会を実現できるよう、成年後見制度の利用促進を図る。 <デメリット> ・特になし		
正式名称	流山市成年後見制度利用促進基本計画				
概要	高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者が増加することが予想されるほか、知的障害者や精神障害者を取り巻く課題も複雑化・多様化していることから、成年後見制度の需要が高まることが見込まれる。そのため、令和６年度から令和８年度までの３か年における計画を策定し、成年後見制度を含めた権利擁護支援の計画的な推進を図る。			上位計画の有無	有（国）

（2）市民参加の対象事項について　※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの　（条例第５条第１項及び第４項）		市民参加の手続を実施しないもの　（第５条第２項の規定）	
■	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第５条第４項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（3）市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第６条第１項）

	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するＨＰの広報ＩＤ	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	審議会等	令和５年４月～令和５年５月の間で２回	流山市成年後見地域連携ネットワーク委員（専門家・市民団体等）		流山市成年後見地域連携ネットワーク会議（書面・会議）	専門的見地及び本制度に関わる市民団体等からの意見等を聴取する必要があると考えたため。
	審議会等	令和５年６月～同年１０月の間で６回程度	審議委員（専門家・公募の市民等）	1009602	福祉施策審議会	計画素案について、福祉施策審議会により、多様な見地から意見等を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手続	令和５年１１月～同年１２月	全市民等	1043632		計画素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。

（4）市民参加のスケジュール（予定）

令和４年度		令和５年度												令和６年度	
４～９月	10月～３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４～９月	10月～３月
		←→													
		流山市成年後見制度地域連携ネットワーク会議													
				←→											
				福祉施策審議会											
									←→						
									パブリックコメント						

（5）当初予定からの変更履歴　※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由